

令和5（2023）年度  
茨木市産業活性化プロジェクト促進事業  
募集要領

<募集期間>

令和5年3月1日（水）～3月31日（金）

茨木市 産業環境部 商工労政課

## 1 事業の目的

この事業は、市内の事業者や市民のみなさんによる市内産業を活性化させる取組を応援し、地域経済の活性化につなげることを目的としています。

## 2 補助対象事業

(1) 次のいずれかに該当する事業を補助の対象とします。

- ① 認知度向上事業（商品等の認知度を高め、販売促進につながる事業）  
（例）各店自慢のパンを集めたマルシェ、市内のカフェのマップ作り など
- ② 付加価値向上事業（付加価値の高い商品等を開発し、競争優位性を高める事業）  
（例）地元野菜を使った加工食品・他の店とのコラボ商品の開発 など

8ページに事業の一例を掲載しています。

(2) 上記に該当する事業で、次のいずれにも該当することを要件とします。

- ① 補助の対象となる経費の総額が200,000円以上であること。
- ② 特定の事業者の利益の増進に限定される事業でないこと。  
（例）自社のホームページ作成、一企業内で完結する商品開発 など
- ③ 当該年度において、市の他の補助金の交付を受けていない事業であること。
- ④ 令和6（2024）年3月末日までに実施・結果の報告が完了する事業であること。
- ⑤ 地域魅力アップイベント創出育成事業補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥ 上記①～⑤の要件のほか、法令等に違反していないこと。

### 【新型コロナウイルス感染症対策について】

- ⑦ 国・府及び市の方針・要請等に従うとともに、業種別ガイドラインに沿って必要な感染症対策を講じること。

## 3 応募資格

(1) 対象要件

次のいずれにも該当することが要件となります。

- ① 下のア、イいずれかに該当すること。
  - ア 市内に事業所を有する中小企業者（個人事業主、法人）
  - イ 5人以上の団体・グループ（市内に事業所を有する者（経営者）を2人以上含む）  
※法人及びイは定款、規約、会則等による運営がなされているものに限りです。
- ② 政治又は宗教的活動を目的としない団体であること。
- ③ 暴力団、暴力団の統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと。

(2) 交付回数

1 補助対象者の実施する同一事業に対し本事業補助（茨木市提案公募型公益活動支援事業補助を含む）の交付を受けることができる回数は、合計3回を限度とします。

また、同一年度における1 補助対象者に対する補助の回数は1 回を限度とします。

## 4 補助金額

補助金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限として、その範囲内とします。（千円未満の端数があるときは切捨）

- (1) 補助対象経費の合計額に2分の1 を乗じて得た額
- (2) 補助対象経費の合計額から収入（他の補助金（ただし、「5 補助対象経費」に係るものに限る）、参加費、協賛金等をいう。）を減じて得た額
- (3) 500,000 円

※上記(2)でいう収入とは、事業の実施に伴い発生する収入で、飲食・物品等の売り上げ収入は除きます。

### 【留意事項】

- (1) 実際に交付される補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定金額を上限として確定されます。
- (2) 審査の結果、上位のものから順に予算の範囲内で採択しますので、下位の事業については、選考基準を満たしていても不採択、または一部減額して採択となる場合があります。
- (3) 予算の範囲内で最下位の事業が複数ある場合は、申請金額に応じて按分した金額を交付します。

## 5 補助対象経費

科 目	内 容
賃 金	アルバイト料など（ただし、申請者や申請団体の構成員にかかる人件費は不可）
報 償 金	講師や専門的立場の方、出演者などに対する謝礼など
旅 費	講師や専門的立場の方、出演者の旅費、スタッフの交通費など
消 耗 品 費	消耗品の購入等にかかる経費（単価が1 万円未満のもの）
燃 料 費	事業の実施に直接必要なガソリン代など ※ 領収書及び目的・走行距離・車種の分かる書類が必要
印刷製本費	チラシ・ポスターなど、事業実施に必要な書類作成にかかる経費
光 熱 水 費	事業の実施に直接必要な光熱水費
修 繕 費	備品等の修繕にかかる経費

通信運搬費	切手、はがき、小包等の料金、電話料金、その他運搬や通信関連の経費
広告料	雑誌への情報掲載など事業の広告宣伝にかかる経費
手数料	事業の実施に必要な手数料（支払い手数料や商標登録等の経費など）
保険料	事業の実施に必要な保険にかかる経費（傷害保険、賠償責任保険など）
委託料	事業の一部を他者へ委託する経費
使用料及び 賃借料	設備等のレンタルや施設等の借り上げに係る経費
その他	その他事業実施に必要な経費で市長が特に認めるもの

※予算書及び決算書の科目名は、上表の科目名と対応させてください。

※以下のものは補助の対象から除きます。

<補助対象外経費の例>

交際費（例：出演者への報償金以外の贈答品購入代金、接待費など）
慶弔費（例：ケガをしたスタッフへの見舞金など）
食糧費（例：打合せ・打ち上げ等に係る飲食費、スタッフのまかないなど）
事務所等の家賃や事務管理費等、申請者の経常的な活動に要する経費
事業終了後に個人の私物となる物の購入代金
販売を目的とする物品に係る経費
備品の購入代金
記念品、商品券等の金券の購入代金
他の事業を行っている場合、それらの事業との共通する経費
領収書等により申請者が支払ったことが明確に確認できない経費
その他、事業に直接かかわらない経費や社会通念上適切でない経費

## 6 応募方法

### (1) 募集期間

令和5年3月1日（水）～3月31日（金）※必着

### (2) 提出書類

- 茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 添付書類
  - ・ 茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金 事業計画書（資料1）
  - ・ 茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金 収支予算書（資料2）※  
※ 見積書等を添付してください。
  - ・ 茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金 申請者の概要（資料3）
  - ・ 事業の実施における感染拡大防止対策チェックリスト（資料4）
  - ・ 申請者の定款、規約、会則等の写し ※法人または団体・グループの場合
  - ・ 申請事業に係る前年度の決算書 ※前年度の活動実績がある場合
  - ・ 申請者の事業内容が分かる書類（確定申告書、決算書、企業パンフレット等）
  - ・ その他、事業の内容がわかるもの（チラシ、写真等）

(3) 提出方法

提出にあたっては、事前に必ずご相談ください。

- ① 提出先 茨木市 産業環境部 商工労政課（市役所本館7階）  
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
- ② 提出方法 商工労政課へ関係書類を直接提出、または郵送（3月31日必着）  
※できる限りご持参ください。

## 7 選考方法

(1) 予備選考

提出時に面談により、応募案件の内容等を確認させていただきます（郵送の場合は、別途ご連絡させていただきます）。

(2) 本選考

学識経験者や市民等で構成する「茨木市産業振興アクションプラン推進委員会」において、事業内容に関するプレゼンテーションを行っていただきます。本推進委員会の意見を参考に、補助対象事業の選考及び交付額の査定を行い、補助金の交付の可否決定を行います。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、書面審査またはオンライン開催となる場合があります。

【審査基準】

項目	内容
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本補助事業の趣旨に基づき、市内産業の振興と地域経済の活性化につながる事業となっているか</li> <li>・ 事業実施にあたっての課題や目標が明確にされているか</li> </ul>

公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民や事業者に広く役立ち、親しみを持てる事業であるか</li> <li>・ 市民等のニーズがある事業であるか</li> </ul>
計画性 実現可能性 感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実現可能な実施体制が整っているか</li> <li>・ 予算の見積、資金計画は妥当であるか</li> <li>・ 事業実施の計画、スケジュールは妥当であるか</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が十分に講じられているか</li> <li>・ 新型コロナウイルスの流行状況に応じて、イベントの収容率要件等が見直された場合の対応（代替案、中止の判断等）について十分に考えられているか。</li> </ul>
新規性／革新性／ 独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで本市になかった取組 または これまであったものから追加・拡充された事業であるか</li> <li>・ 創意工夫が計られ、独創性に富んだものであるか</li> </ul>
継続性／発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施体制や財源の確保など、将来の継続性に配慮した計画となっているか</li> <li>・ 今後、成長や発展が見込める事業であるか</li> </ul>
地域活性化への 波及効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知度向上、付加価値向上に効果的な事業であるか</li> <li>・ 市内事業者の販路拡大や顧客獲得につながる事業であるか</li> <li>・ 市内事業者の連携を促進し、市内産業への広い波及効果が見込まれる事業であるか</li> </ul>

## 8 選考結果の公表

選考結果については、申請者に通知するとともに、市ホームページで公表します。

## 9 補助事業の実施

補助事業の実施は、補助金の交付決定を受けてからとなります。

- ・ それ以前に発生した経費については、原則として補助対象となりません。
- ・ ただし、実施効果が事業着手後に確認できるものについては、交付申請前に実施した経費を対象とできる場合があります（必ず申請前にご相談ください）。
- ・ 補助金が交付されないときは、すべての経費が自己負担となります。

## 10 実施結果の報告

補助金の交付決定を受けた方には、対象となる事業が完了してから30日以内、または令和6（2024）年3月末日のいずれか早い日までに、実施結果の報告（実績報告書類の提出）を行っていただきます。

なお、市が開催する報告会等に参加をお願いし、事業の成果を報告していただく場合があります。

#### <提出書類>

- 茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金実績報告書（様式第6号）
- 添付書類
  - ・茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金 事業報告書（資料5）
  - ・茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金 収支決算書（資料6）  
（領収書等を添付してください。）
  - ・その他市長が必要と認める書類（事業に関する写真・資料等）

※対象となる全ての経費の支出については、事業完了後、領収書等により確認を行いますので、申請者が支払ったとわかる適正な領収書等（日付、内容記載）の原本を提出してください。なお、領収書等で対象経費の支出が確認できない場合は、対象経費として認められませんので、ご注意ください。

## 11 補助金の支払

補助金の支払時期は、事業の実施後となります。ただし、必要と認められる場合は、補助金の交付決定後に、概算払の請求をすることができます。

※概算払の請求により補助金の交付を受けた場合は、事業が終了し、補助金額が確定した時に、精算の手続きを行っていただきます。この場合において、既に受けた補助金の額が、確定した補助金の額を超える場合は、超過額を返還していただきます。

## 12 募集から事業完了までの流れ

- 募集開始 令和5年3月1日（水）～ 令和5年3月31日（金）
- 本選考 令和5年4月初旬から中旬予定
- 交付決定 令和5年4月下旬から5月上旬予定
- 事業着手 交付決定後（原則）
- 実績報告 事業完了後速やかに

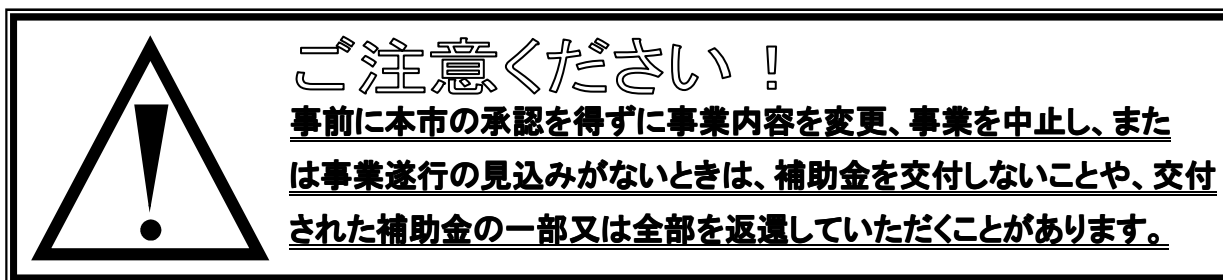
※事業完了後30日以内または令和6年（2024）年3月末のいずれか早い日まで

- 交付請求 補助金額の確定後速やかに

## 13 補助事業者の義務

(1) 補助事業者（補助の交付を受ける者）は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容の変更をしようとする場合、補助事業を中止または取りやめようとする場

合は、事前に変更承認申請を行い承認を受けなければなりません。



- (2) 本市から求めのあった場合には、補助事業の遂行状況等を報告していただきます。
- (3) 補助事業者は、補助事業にかかる収入と支出に関する帳簿および証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (4) その他、補助金交付要綱の規定を遵守していただきます。

## 14 補助の取り消し等

下記に該当する場合は、補助金を交付しないことや、交付された補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

- (1) 補助要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、または受けようとしたとき。
- (3) 本市の承認を得ずに事業内容を変更、事業を中止し、または事業遂行の見込みがないとき。
- (4) 実際の支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) 新型コロナウイルス感染症にかかる感染拡大防止策が適切に講じられていないと市が判断したとき。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、補助対象事業を実施しないことが適当と市が判断したとき。

## 15 留意事項（申請事業がイベントである場合）

応募に際しましては、以下の点に留意してください。

- (1) 事業実施にあたっては、地元住民の迷惑（騒音等）とならないよう、地元への配慮を十分に行い、必要に応じて近隣への周知等を行うこと。
- (2) 推進体制や予算、各種法規制等を十分考慮すること。
- (3) 国・府・市や各種業界団体が公表しているガイドライン等を参考に感染症等の対策の徹底及び会場施設管理者との事前調整を行うこと。また、採択後も感染状況、国・府の要請、業種別ガイドラインの変更等に応じて、開催の可否及び開催内容等を適切に見直すこと。



## 16 問い合わせ先

茨木市 産業環境部 商工労政課

茨木市駅前三丁目 8 番 13 号（市役所本館 7 階）

電 話：072-620-1620

メールアドレス：[syokorosei@city.ibaraki.lg.jp](mailto:syokorosei@city.ibaraki.lg.jp)

### 《参考》 補助金を活用した取り組みの事例

★茨木産の農産物を原料とした新しい調味料を開発。地元農産物の利用機会の拡大や PR につなげる。商標登録の手数料や、試作のための消耗品費などに補助金を活用。

（付加価値向上事業）

★グラウンドでの企画展示に併せて、市内の飲食店がブースを出店するイベントを開催。イベントを通して、飲食店の PR につなげる。チラシ印刷費や、ブース用テント・ステージ音響機器のレンタル費などに補助金を活用。

（認知度向上事業）

★チケット制の食べあるきイベントを開催。イベントを通して、市内の飲食店の PR につなげる。ホームページの運用・保守に係る費用や警備の委託費、イベント保険料などに補助金を活用。

（認知度向上事業）

★様々な業種の方が集まる交流会を開き、市内で製造している食品などを紹介。参加者や商品の PR の場となり、事業者同士のつながりも生まれる。交流会に必要なアルバイトの賃金や消耗品費などに補助金を活用。

（認知度向上事業）

